平成２４年（フ）第８６７号
広島市西区三滝町22番19―103号
債務者　神﨑　愼一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３７号
広島市中区大手町３丁目８番18―203号
債務者　青木亜希子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
山口県下関市長府豊城町10番18号
債務者　田中美惠子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
山口県下関市新垢田北町６番27―405号シーサイドパレス、前住所山口県下関市大字小野118番地６
債務者　田口　麻美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
愛媛県新居浜市萩生2818番地の５、前住所愛媛県新居浜市萩生2462番地の４
債務者　石川　　周
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８５号
愛媛県宇和島市築地町１丁目３番26号　オンディーヌＳＨＩＭＡＤＡ201
債務者　杉本　定隆
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４１号
高知県須崎市新町１丁目２番14号
債務者　千頭己惠子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２９５号
宮崎市大字恒久4254番地10　栗原マンション205号
債務者　阿部　留美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３００号
宮崎市池内町古門999番地　県営住宅101棟３号
債務者　前野嘉代子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１９号
宮崎市大塚町原1668番地　坂本第１マンション205号
債務者　清水　房子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３２号
宮崎県延岡市浜町278番地　山口プラザハウス210号
債務者　佐藤　賀代
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町13―27アゼリアマンション105、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西陵４丁目33番12号
債務者　福留美智子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町５番25号内村ビル203号
債務者　吉原　政信
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市小川町22番13号九建ビル301号
債務者　山口　磨郎
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市永吉２丁目39番20号
債務者　笹川　幸一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字真栄里109番地　県営住宅平真団地１号棟308号
債務者　川満　節子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１４６号
福島県須賀川市緑町86番地１
債務者　石井　昌子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係